

支部ニュース 団 京 東 2008年8月号 416

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201
郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623
メールアドレス dantokyo@dream.com

今号の主な内容

いよいよサマーセミナー お申し込みは今すぐに……………大崎潤一
9月25日午後5時から新人歓迎会&若手学習会……………大崎潤一
10月8日に国会に駆けつけましょう1 派遣法を労働者保護法に・小部正治
秋の臨時国会をむかえる情勢と改憲をめぐる課題……………長澤彰
7/5 新宿駅西口街頭宣伝・相談・アンケート・シール投票……………林治
“横弁”から“ヴェルニー公園”へ……………神田高
7/30 都庁への申入れ……………鈴木眞
国家公務員法違反（堀越）事件の報告……………石崎和彦
11月から「Tokyo・憲法セミナー（TKS）」を開講……………大崎潤一
7月幹事会報告
修習生・エクスターン生担当団員のみなさまへお願い
日誌

今月号には 秋の東京支部ソフトボール大会 参加申込書 を同封しています。

いよいよサマーセミナー お申し込みは今すぐに

事務局長 大崎潤一

1 サマーオープンセミナーの開催が目前に迫ってきました。今月号の支部ニュースに参加申込用紙を同封しています。参加申し込みがまだお済みでない方は今すぐ支部までご連絡下さい。60期のみなさま、事務局のみなさまもぜひ積極的にご参加ください。



8月22日(金)午後1時～23日(土)正午

伊東市 ホテル聚楽

参加費 1万6000円(お一人一泊2食、会議費含む)

宿泊なし、会議・懇親 8000円

会議のみ 2000円

2 セミナーの内容について、現在の情勢を受けて、さらに強化しました。また、この間、団本部が裁判員制度(7月10日)、法曹人口(7月18日)で重要な会議を持ち、その上に立ってより発展した議論を行いたいと思います。

3 1日目は、前半が法曹人口問題です。今年の5月集会では自由法曹団大阪支部法曹人口問題研究会の「法曹人口問題についての意見書(試案)」が配布されました。報告者に団大阪支部の増田尚団員をお迎えして大阪での検討の内容をお聞きしながら今後の対応を議論したいと思います。

4 1日目の後半は団本部の「将来問題検討委員会」の平井哲史団員(東京法律事務所)を講師に、「後継者養成」についての議論を行います。東京支部は、昨年来、若手学習会、受験生向け学習会「ウェルカム・デイ」を行い、着実な成果を上げてきています。こうした実績も踏まえ、さらに飛躍するための議論を深めたいと思います。

5 1日目の最後に労働問題、特に派遣法問題についても時間をとります。秋からの活動へ向けて意思統一を図りたいと思います。

6 2日目は裁判員制度について、団本部司法問題委員長の今村核団員(旬報法律事務所)を講師に、議論を予定しています。新聞の書評欄でも紹介された「冤罪弁護士」を出版され、「ウェルカム・デイ」では新司法試験受験を終え発表待ちの法科大学院卒業生に刑事弁護について講演されました。これも重要な課題です。

7 もちろん1日目の討議終了後は懇親会など楽しい企画も予定しています。この機会にじっくり議論し、また秋へ向けて英気を養うため、多くのみなさまのご参加をお待ちしています。



9月25日午後5時から 新人歓迎会 & 若手学習会

事務局長 大崎 潤 一

現行61期の弁護士登録の時期が近づいてきました。

東京支部は昨年来、2ヶ月に1度のペースで若手学習会を開いてきましたが、9月の学習会は現行61期の新人歓迎会を兼ねて行います。

日時 9月25日(木) 午後5時から

場所 団本部

9月25日は午後2時から支部幹事会を行います。幹事会は午後4時30分ごろに終了し、午後5時から新人歓迎会を開催します。歓迎会終了後、懇親会を予定しています。

現行61期入所予定の事務所のみなさまにおかれましては、ぜひ新人弁護士の参加にご協力下さい。

企画は現在、検討中です。内容は若手団員にも役立つものを考えておりますので、これまで同様、若手団員の方も多数ご参加下さい。

多数のご参加をお待ちしています。

10月8日に国会に駆けつけましょう！ －派遣法を労働者保護法に

幹事長 小部 正 治

労働者派遣法が23年ぶりに労働者保護の方向で改正されます。本当に重要な規制を勝ち取るために、国会に駆けつけ私たちの思いと要求をぶつけましょう。

労働者派遣法は「小さく生んで大きく育てる」という悪法の典型例です。1985年、私は若手弁護士でしたが、労働者を「商品」にしてはいけない、「人の売り買い」を商売にしてはいけない、と集会・デモに参加しましたが、残念ながらダメでした。最初は派遣労働はわずか13の業務にしか適用されず、極めて少数でした。しかし、財界の21世紀戦略といわれた「新時代の日本の経営」により第3分類である派遣や非正規労働の活用が叫ばれ、それを可能にするために1999年には原則自由化され、危険性が指摘されてきた製造業も2004年にはOKになってしまいました。そのため、同時に、300万人以上も派遣労働者が増えるだけでなく、偽装請負、違法派遣が横行し法律の

規制を完全に無視する風潮すら生まれました。

しかし、大企業・大手派遣企業が堂々と偽装派遣や違法派遣を繰り返すことに対して JMIU・首都圏青年ユニオンをはじめとする労働者の闘いが始まるとともに、日雇派遣で夜眠ることも生活することもできない「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」などの悲惨な状況がマスコミで告発されてきました。今や、派遣労働者を使い捨てて巨大な利益を上げている大企業、そして派遣労働者を転がして儲けている派遣企業に対して激しい社会的批判が集中しています。

新自由主義や規制緩和路線に反対し、労働者の権利を擁護する私たちの取り組みや闘いが、世論の支持を得て、今や法案を変えるところまで来ました。「与党新雇用対策に対するPT」でさえ7月8日の提言で、「日雇い派遣の原則禁止」「待遇改善」「マージン率の公表」「専ら派遣の規制」「偽装請負・違法派遣への規制強化」などを取り纏めました。7月28日の「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会報告書」にもそれが引き継がれ、次の臨時国会に法案として出されます。

問題は、23年間の規制緩和をどこまで回復できるか、規制できるかにあります。支持政党や労働組合の違いを乗り越えて、国民の多数の力を結集する必要があります。ですから10月8日の国会要請に東京支部の団員が多数参加することを呼びかけます。

同時に、団東京支部は「労働法制東京連絡会」の構成団体として、同じ構成団体である都内の労働組合・諸団体の方にも10月8日の国会要請に参加を呼びかけるために、9月12日(金)に要請活動(オルグ)を展開します。午前中だけ、午後だけで結構ですから時間をとってご参加願います。

労働者派遣法抜本改正を要請する

10.8国会議員要請行動

と き：10月8日(水)午後1時～4時

(準備のため可能な方は午後0時30分にお集まり下さい。)

と ころ：衆議院第一議員会館第一会議室

午後0時30分から入口階段のところで入場券を用意しています。

内 容：午後1時から各党の挨拶を受け、その後議員要請を行う予定です。午後1時の時間厳守でお集まり下さい。議員要請後、総括集会を行います。

お問い合わせは、自由法曹団本部(TEL:03-3814-3971、FAX:03-3814-2623)まで

秋の臨時国会をむかえる情勢と 改憲をめぐる課題

長 澤 彰 代々木総合法律事務所

<はじめに>

福田内閣は、8月2日、内閣改造を行い、第2次福田内閣を発足させた。福田内閣の支持率が低下する中で、自民党が総選挙に勝つための体制作りを図った。内閣改造直後の世論調査では、「内閣支持率横ばい24%」(朝日)、「支持率3ポイント増の25%で微増」(毎日)、「依然低空飛行 支持率4.7%アップも一時的? 支持率31.5%」(共同通信)、「内閣支持率41%に好転」(読売)と支持率の大幅アップにはつながらなかった。

今回の内閣改造は、臨時国会の開会時期をめくっても、与党内での駆引きがあった。当初、8月下旬に臨時国会を召集し、新「テロ」特措法の再可決を視野に入れた国会運営が予定されていた。ところが、再可決後の解散総選挙では、与党に不利であること、公明党は来年の東京都議選を視野に入れ、来年1月までの解散総選挙を主張したため、自民党の伊吹幹事長を更迭して麻生幹事長を選出し、総選挙を優先した人事を行ったと言われている。いずれにせよ、閣僚や党役員の顔ぶれを変えても政治の中身の改革が伴わない限り、国民の支持を失うことは必至である。

改憲をめぐる動きをみながら、秋以降の改憲をめぐる課題を明らかにする。

<自衛隊海外派兵恒久法をめくって>

新「テロ」特措法が来年1月15日に、イラク特措法が同年7月末日に期限が切れるため、自民公明の与党は、プロジェクトチーム(PT)を作り、自衛隊の海外派兵のための一般法(恒久法)作りを進めてきた。当初は、先の通常国会終了までに法案要綱を作成し、夏休み中に法案化して、次の臨時国会にて成立を図るとしていたが、通常国会終了後の現在は、PTの中間報告が出された状態である。

この恒久法は、時限立法であった新「テロ」特措法などの内容を期限を定めない一般法にすると言うだけでなく、自衛隊の武力行使を可能とする危険な内容となっている。恒久法の「たたき台」である「国際平和協力量案」(自民党の石破茂前防衛相が自民党国防部会で2006年8月に作成した法案) = 「石破試案」の内容を検討し、自民党の狙いを明らかにする。

<石破試案の危険な内容>

石破試案の特徴と問題点は、以下のとおりである。

第1に、従来の自衛隊の活動が、「後方支援」であったものが、前線での戦闘行為に拡大することである。石破試案は、自衛隊の活動内容として「安全確保」「警護」「船

船検査」を認めている。これは、反政府勢力などに対する「掃討作戦」や「海上阻止活動」に参加することを想定したものに他ならない。従来は、「安全確保支援」活動への参加しか認められていなかった。それは、「安全確保」活動は武力行使を伴う危険性があったため、あくまで「支援」活動しか出来ないとしていたものである。石破試案は、「支援」を取り払うことで、憲法9条の禁止する武力行使に踏み込むものとなっている。

第2に、自衛隊の武器使用の範囲を拡大していることである。従来は、正当防衛や緊急避難にあたる場合以外は人を殺傷してはならないとしてきたが、石破試案では、反政府勢力などの抵抗を抑圧するための武器使用を認めている。使用できる武器も小型武器に限定されず、重機関銃を装備した装甲車や戦車、地对空ミサイルなどの使用も認めている。このような武器使用の拡大は、自衛隊の武力行使を可能とすることになる。従来は、自衛隊員が、自らの生命・身体を守るためという考えで処理されていたものが、「抵抗の抑圧」のためという質的变化が、武器使用の範囲を拡大することになった。

第3に、自衛隊の海外派兵の出動の要件を拡大していることである。これまで、自衛隊の出動には、国連決議や国際機関の要請が必要だったが、石破試案では、日本が「国際の平和及び安全を維持するため」に必要と認めれば、海外派兵できることになっている。

第4に、石破試案には国民を騙すまやかしがある。まず「非戦闘地域」に限定するとしているが、安全確保活動や警護活動に参加し、反政府武装勢力から攻撃を受け、自衛隊が反撃をすれば、その場で戦闘行為が発生することになり、「戦闘地域」「非戦闘地域」の区別は無意味である。次に、自衛隊の出動の要件として、「国会の承認」を求めているが、国会承認の対象は「実施するにつき」とされており、周辺事態法の「対応措置の実施前」に比べれば、「事前承認」を求めたものではないことは明らかである。

このように、「石破試案」は、「補給（油・水）」に限定してインド洋に1年限定で派兵を認めた新「テロ」特措法とは質的に異なり、自衛隊が海外で武器を使用し「掃討作戦」に参加し、武力行使を行うことを認める「究極の立法改憲」であるといわなければならない。

< 民主党「対案」の危険性 >

民主党の「アフガン復興支援法」(対案)は、現在、衆議院で継続審議となっている。この問題点は、第1に、自衛隊の海外派兵に関する恒久法の早期制定を明記したことである。この「対案」を衆議院で自民・公明が賛成すれば、法案は成立することになり、「1年」をめどに恒久法制定が現実となる。第2は、自衛隊の部隊としての「任務遂行のための武器使用」を認め、殺傷行為を含め武器使用の範囲を拡大していることである。第3は、陸上自衛隊の陸上での活動を認めていることである。アフガニスタンでは、いまだ、反政府勢力による反撃が繰り返されており、陸上での活動は、戦闘行為に巻き込まれる危険性が高い。このような重大な問題を含む民主党「対案」は、ただちに廃案にすることが重要である。

< 明文改憲を求める動き >

明文改憲を求める動きにも注意を要する。従来、自主憲法制定を目指していた自主憲法制定期成議員同盟（会長中曽根康弘）はその名称を新憲法制定議員同盟と改称し、民主党の幹部を役員に入れた組織作りをし、憲法審査会の始動を求める動きを活発化させている。同議員同盟は、3月4日、総会を開いて、民主党の鳩山幹事長を顧問に前原副代表を副会長に選出し、憲法審査会の始動を求める署名を国会議員353名から集めたと報告した。国会議員は、衆議院480名、参議院242名、合計722名であり、まだ国会発議の要件である3分の2には届かないが、当面、憲法審査会の発動を求めて動き出している。5月1日には「新憲法制定推進大会」を憲政記念館で開催し、今後は、日本青年会議所と連携して「憲法タウンミーティング」を全国で開催する予定である。

「新しい憲法をつくる国民会議」は、5月3日に「改憲国民大会」を開催する。「国民会議」は、議員同盟と役割を分担し、「九条の会」に対抗する改憲世論を広げる草の根運動を担当する。

「民間憲法臨調」（「21世紀の日本と憲法」有識者懇談会）は、5月3日、緊急提言「国会は『憲法審査会』での改憲論議を急げ！」をテーマに憲法フォーラムを開催した。このように、明文改憲を推し進める動きも活発化している。

1月に旗揚げした「地域・生活者起点で日本を洗濯（選択）する国民連合」（略称・「せんたく」発起人代表・北川元三重県知事）と連携する国会議員連盟「せんたく議員連盟」が、3月3日、発足した。この議員連盟には、自民51人、民主47人、公明8人、国民新1人の国会議員が名を連ねた。これは、次期の衆議院選挙をにらみ、自民・民主の保守2大政党体制の促進を狙ったものであり、注意を要する。

< 9条世界会議の成功 >

9条世界会議は、5月の連休に各地で大成功をおさめた。幕張メッセ1日目の「講演や第九演奏会」には会場に述べ1万2000人が結集し、会場に3000人以上が入りきれなかった。2日目の「9条を生かす分科会」にはのべ6500人の参加があった。草の根からの憲法9条を世界に発信する力強い運動が繰り広げられた。

< イラク訴訟・名古屋高裁判決の重要性 >

4月17日、名古屋高裁は、航空自衛隊の空輸活動を「武力行使と一体化」したものと認定し、自衛隊のイラク派兵に対して真正面から憲法9条1項違反と断じた歴史的・画期的な判決を下した。それは、確定判決になった。

政府は、従来から「海外での武力行使はしない」、「武力行使と一体となった活動もしない」、「戦闘地域には行かせない」という建前を強調し、「だから憲法違反にはならない」というごまかしの議論をつづけてきた。しかし、判決は、こうしたごまかしの議論を前提としても、バグダッドは「戦闘地域」であり、そこに多国籍軍の武装兵員を空輸する活動は、他国の「武力行使と一体」となった活動であって、自らも武力行使をおこなったとみなされるとして、違憲・違法と断罪した。

イラク訴訟違憲確定判決を生かし、イラクからすみやかに自衛隊を撤退させる運動を

大きく展開することが重要である。

< 読売新聞の世論調査 >

読売新聞の「世論調査」(4月8日)で、「憲法改正」反対が15年ぶりに「憲法改正」賛成を上回った。「今の憲法を改正しない方がよい」は、43.1%で昨年調査より4.0ポイント増加し、「改正する方がよい」は42.5%で3.7ポイント減少した。

読売新聞の憲法に関する「世論調査」は、1981年から毎年、憲法記念日ごとに発表されていたが、1993年から「改憲」賛成が反対を上回り、2004年には賛成65.0%と最高を記録した。しかし、同年に「九条の会」が結成され、その活動が開始されてからは、2005年から連続で「改憲」反対が増加していた。

九条については、「これまで通り、解釈や運用で対応する」と「九条を厳格に守り、解釈や運用では対応しない」のいずれも増加し、あわせて60.1%。「九条を改正する」は30.7%で5ポイント減少し、九条「改憲」反対が6割を占めた。

「改憲」反対の世論の広がりには、「九条の会」などの草の根運動が、改憲の中身を「海外で戦争する国づくり」であることを明らかにし、問題点を的確に浸透させてきたからである。

< 今後の課題 >

当面、自衛隊海外派兵恒久法を許さないたたかい(新「テロ」特措法延長を許さないたたかい)と自衛隊をイラクから撤退させるたたかいが重要である。団本部改憲阻止対策本部としては、わかりやすいリーフレットと「石破試案」の分析検討を含めた「自衛隊海外派兵恒久法を批判する意見書」を作成したので、学習会や街頭宣伝でおおいに活用していただきたい。

読売新聞の「世論調査」(4月8日)では、「恒久法」について「必要だと思う」が46%、「思わない」42%を上回っている。草の根からの恒久法反対の声を広げたたたかいは、これからである。

以上



7 / 5 新宿駅西口街頭宣伝・相談・アンケート・シール投票

林 治 代々木総合法律事務所

- 1 梅雨の晴れ間の無茶苦茶暑い日だった7月5日、「なくそう！ワーキングプア 実現しよう！労働者派遣法抜本改正」のための街頭宣伝・相談・アンケートを新宿西口で再び行いました。

前回の4月の宣伝のときにはなかった派遣法抜本改正を問うシール投票を今回の目玉としました。

派遣法は、与野党ともに改正が必要である点では一致し、宣伝の1ヶ月前にあった秋葉原の通り魔事件が派遣労働者の悲惨な実態を社会に示し、世間の関心も集めていたこともありこの改正を求める宣伝はタイムリーでした。

僕は2時間の宣伝活動のほとんどの時間、シール投票を担当しましたが、シール投票のボードが大きく、しかもパステルカラーで色分けされていたため道行く人の目にもとまりやすく、多くの人に協力してもらえました。特に喫煙スペースでの喫煙者は、やることもなく何となくこちらの様子を見ている人がおおかったので喫煙者からは多くの協力が得られました。

- 2 その結果は、以下のとおりでした。

総投票数 53票

派遣法の抜本改正に賛成 49票

派遣法の抜本改正に反対 2票

保留 2票

改正賛成の人に対して改正すべき項目を聞くと（複数回答可）

派遣対象業務を臨時的・一時的業務に限定すること 12票

派遣期間経過後は正社員として直接雇用されたものとみなすこと 23票

日雇い派遣を禁止すること 13票

賃金・福利厚生などについて正社員と均等に待遇すること 26票

派遣元のマージン率を制限すること 26票

- 3 20～30代の人が多数シール投票に応じてくれ、やはり今のままの派遣法ではまずいのではないか？という意識が若年層の中にも広がっていることが感じられました。

もっとも、「日雇い派遣を禁止したら、今日雇い派遣で働いている人が困る」、「自分で日雇い選びたい人もいる」、「企業も中高年を正社員にはしたくないだろうから、直接雇用のみなし規定には年齢制限を設けるべき」などの意見も聞かれ、財界の主張も国民の間に一定程度浸透しているようでした。

僕が、司法試験受験生だった頃には、インターネットで日雇いも含めた短期バイト

を探して、実際にそのバイトをしていた経験があるので、必ずしも「日雇い派遣がなくなると仕事がない」なんてことにはならないと思いますし、派遣会社はただ仲介をしているだけで雇用を生み出しているわけではないので、これがなくなっても仕事がなくなるわけではないということが、理解されていないと感じました。

ただ、「日雇い派遣は必要」という人でも、「あなたは日雇い派遣で働きたいですか？」って聞くと、「自分は嫌です」と答えるのです。

- 4 土曜日の1時から3時までの間に新宿西口を通行する人というのは、それなりに時間や経済的に余裕がある人と思われるので、派遣労働者で生活に困っているような人の声を直接聞くのは難しいですが、国民の派遣労働に対する意識調査という意味では非常に有益な取り組みでした。

この成果を派遣法抜本改正に向けた資料として、今後に生かしていきたいと思えます。

参加者された12名の弁護士のみなさん、2名の団の専従のみなさん、応援にきていただいた4名の全労連のみなさん、午後の暑い時間に本当にご苦労さまでした。

“横弁”から“ヴェルニー公園”へ

神田高みたか法律事務所

1 “横弁”

6月28日、関内駅を出て、久しぶりに“シュウマイ弁当”を買って、関内ホールで開かれた“横弁”主催のシンポ「いま基地の街では～岐路に立つ住民の安全と地方自治」に参加した。

印象に残ったのは、前岩国市長の井原さんの話だった。たまたま、依頼者に山口出身者がいて、「岩国は山口だっけ。前の市長は僅差で選挙に負けたけど、基地に反対してえらいね。」と話したら、井原さんは依頼者の父親と高校の同級生だったそうだ。意外と世間はせまい。

井原さんの話は、基地問題というより（いや、むしろ基地問題の根源を問うていたかもしれない）日本の“民主主義”のあり方を問うていた。

井原さんの基本スタンスは「今以上の基地機能の強化は容認できない」というものである。安保廃棄といった立場ではない。しかし、井原さんは、「戦いは続く～自由な市民の意思が尊重される新しい民主主義（市民主義）の政治を実現したい。“アメとムチ”（新庁舎補助金カットや再編交付金）の国の理不尽なやり方には屈服せず、空母艦載機部隊の移駐と米軍住宅化に反対する。」「未来はお金とかえることはできません。私たちは、私たちの未来のためにあきらめません～子どもたちの願い」と訴える。岩国市長に転身した元中央の役人の“米軍再編路線”との闘いから生まれた叫びは新鮮に響き、たたかひの広がりを実感させた。

2 “ヴェルニー公園”へ

一昨年(2011年)の7月9日、三鷹からバスを仕立てて、横須賀へむかった。今回、“7・13全国大集会 in 横須賀”へ行こうと三鷹平和委員会事務局長と話したが、さて、バスを出すか。直前ではあったが、三鷹原水協事務局長(私の妻・写真参照)の一声で、お隣の武蔵野にも呼びかけてバスでいくことに決定。9歳の息子も含め35名で会場へむかう。



車中で、前回と同様、今回も「横須賀に行くのは何十年ぶりだわ。」との話が出る。これだとまだまだ「何十年行ってない」人がいそうで、やはり“バス”は正解だったと思った。自己紹介でも「原子炉事故をおこせば3000万人の被害が出る、核空母ジョージワシントンの母港化は絶対許せない。」との意気込みが感じられた。

30度を超える炎天下で、3万人が各地から集まった(もちろん、団と支部の桃太郎旗もあった)。会場につくと、真っ先に木陰に陣取った。湾内には、米海軍のイージス艦とインド洋にいったかもしれない海上自衛隊のイージス艦が停泊していた。その奥に核空母がやってこようとしている。

前回も、核空母配備に反対する住民のたたかいが盛り上がり、横須賀の集会も成功したが、今回は市議会で否決されたとは言え、住民投票条例案には前回は上回る5万2000筆の賛同がよせられ、市議会も全会一致で、原子力空母の安全性確保及び防災体制の強化、米兵による犯罪の再発防止に向けた対策の確立などの意見書を採択せざるをえなかった。

高齢の方もいて、ちょっと心配したが、“I LOVE PEACE”“STOP 原子力空母”の丸い紙うちわが一斉に青空にむけ会場いっぱい広がった。「画期的判決」の垂れ幕をもった「イラク派兵違憲判決」を勝ちとった名古屋の代表者の発言など各地でのたたかいが報告されたが、会場で、“原子力空母の横須賀母港化を許さない!!!”の黄色い日傘を差した 外人(何人?)が集会参加者とたちと話し込んでいる姿が印象的だった。運動の一段の広がりを感じさせた。



最後尾だったので、会場からデモ行進に出るまでちょっとしんどかったが、ヴェルニー公園から、基地ゲート前で抗議のシュプレヒコールをあげ、市街地へ入っていくと、地元の女性たちがうれしそうな顔で手をふってくる。前回と比べても、格段に全国的取り組みへの連帯感と期待の強さを感じさせられた。街をあげて、“**本当に核空母はイヤ!!力をかけて!**”という思いが伝わってくる。



“この闘いは勝つ”、そう感じた一日であった。

都庁への申入れ

事務局次長 鈴木 眞

自由法曹団・東京支部は、本年7月30日（水曜日）、島田支部長、小部幹事長、大崎事務局長、事務局次長鈴木、伊藤専従事務局員の4名にて東京都庁に赴き、3つの申し入れを行いました。

新教育長就任にあたって東京都教育委員会に対し、日の丸・君が代の押しつけ処分をとりやめること、統括校長・主幹教諭等の設置による教員のピラミッド化を廃止すること、来年度の中学校の教科書採択にあたり、「新しい歴史教科書をつくる会」の歴史・公民教科書等を選択せず、来年度の使用をとりやめることなど、石原都知事に対し、靖国神社への参拝中止を申し入れました。

また、築地市場移転問題についても、移転先予定地では環境基準をはるかに超える高濃度の有害物質が検出されていることから、築地市場の移転中止を申し入れました。

自由法曹団東京支部ではいずれの問題についても申入書を作成し、については東京都教育庁総務部・教育情報課長黒田浩利氏、については東京都知事本局総務部知事秘書副参事宮沢浩司氏に対してこれを提出しました。

いずれの問題も、東京都民のみならず日本全体に関する重要な問題ですので、今後も自由法曹団東京支部では精力的に取り組んでいきたいと思えます。



都教委との懇談

国家公務員法違反（堀越）事件の報告

石崎和彦 第一法律事務所

第1 事件の概要

平成16年3月3日、目黒社会保険事務所所属の社会保険庁職員堀越明男が逮捕され、社会保険事務所外6ヶ所の捜索差し押さえが行われた。

この捜索差し押さえは、テレビ局に事前にリークされ、捜索場面が全国に放映された。

同時に警視庁公安部による記者発表が行なわれ、国家公務員の政治活動が国家公務員法違反であるとして逮捕捜索が行なわれたことが宣伝された。

堀越は、勾留請求されることなく、3月5日には、東京地方検察庁公安部は赤旗号外等の共産党の政治文書配布が国家公務員法違反であるとして起訴した。

国家公務員の政治活動が国家公務員法違反だとする起訴は、37年間も行なわれておらず、また単なるビラ配布や公職選挙法上の選挙運動でない行為が起訴されたのは初めての事例であった。

その後公判の中で明らかになったことは、警視庁公安部が平成15年4月から堀越の尾行を行い、10月19日からは10名以上の公安警察官が毎日尾行とビデオ撮影を行ってきたこと、公安警察は堀越の監督官庁である社会保険局と人事院に知られないように捜査を行ってきたこと等がある。

第2 裁判の経緯

1 原審の審理

平成16年3月5日の起訴後直ちに弁護団を結成し、裁判所との粘り強い折衝を経て、7月と9月に起訴状朗読と弁護側意見陳述、以後月1回のペースで堀越がビラを配布した状況を尾行監視し・ビデオ撮影を行った公安警察官の尋問を行なうことになり、公安警察が堀越が国家公務員でありビラ配布を行なっていることを知った事情(捜査の端緒)についての公安警察側の証拠を提出させる命令を獲得し、さらに月島警察の公安警察の責任者の尋問も決定した。

結局、12名の公安警察官(このうち3名は弁護側申請、1名は再尋問請求を採用、1名は管理官警視)の尋問を行い、堀越を尾行するにいたった公安警察の筋書き(捜査の端緒)が全くのデッチあげであること、不当な尾行・ビデオ撮影の事実、を暴露した。

また憲法違反を単に法律論を行うのではなく、憲法上の争点にかかわる事実を立証することとし、職場の上司同僚・ビラ配布先地域の住民を証人に採用させ、ビラ配布が公務に全く影響がない事実、ビラ配布が地域住民にとっても不可欠な存在であることを明らかにしてきた。

さらに憲法3名、国際法2名、刑法1名、刑事訴訟法1名の学者の証言を採用させ、証言をした学者に加えて7名の学者の意見書を採用させた。

この学者の証言・意見書によって国家公務員法102条・110条が国家公務員の言論の自由に対する重大侵害であり、人事院規則の政治活動の制限は必要な範囲を超えた違憲の法令であることを証明した。またビラ配布に刑罰を適用することは憲法違反であること等を立証してきた。

平成18年3月22日・27日の2開廷にわたって行なわれた最終弁論では、従来指摘されてこなかった、刑事罰を設けることにより公安警察が公務員の所属省庁や人事院を超えて、服務規律である人事院規則違反で摘発することになるため官庁の自律性が侵害される問題や、猿払判決で言う公務員の中立性とは何かということを追及し、初めて人事院発行の『国家公務員法沿革史』を提出し立法過程を明らかにし、人権規約の適用

を具体的に指摘するなど、新しい問題を提起した。

裁判の全過程を通じて検察側は、国家公務員法102条・110条が憲法に違反しないという立証は行なわず、素直に証拠を検討する限り、判決は憲法違反で無罪と言う以外はありえないものであった。

平成18年7月20日、それにもかかわらず、裁判官毛利晴光・宮本聡・松永智史は、有罪判決を下したのである。

判決は、罰金10万円執行猶予2年間と言う、マスコミでは実質的な無罪判決と評価されたような判決ではあったが、あくまで公務員の政治活動禁止とこれに対する罰則は合憲であるとするものであり、弁護団は直ちに控訴し、闘いは東京高等裁判所にうつることになった。

同時に検察側も罰金に執行猶予をつけたことは、起訴したことが間違いだとしているようなものだと控訴した。

2 控訴審での闘い

弁護団は、平成19年1月31日控訴趣意書を提出し、6月27日の進行協議により、10月10日控訴趣意書陳述、12月12日長岡教授（憲法）、平成20年2月6日山瀬元国公労連副委員長、3月26日岡田教授（行政法）の尋問を勝ち取り、控訴審での弁護活動に入った。

控訴趣意書陳述では、論点を明確にし、1審の裁判では十分に展開されていなかった問題点について、明確な問題点の指摘を行なった。

猿払判決・原判決の論理は、公務員が中立の立場で公務を遂行する義務があるから人格としても政治的に中立でなければならないとしたもので論理のすり替えであることを明らかにし、言論の自由に関する違憲判断は猿払判決や原判決のような甘い基準で判断することは憲法学上許されないことを明らかにし、公務の実務からは公務員が政治的に公務を曲げることなどできないしありえないことを明らかにするなど憲法上の論点を明確にした。更に川崎関西大学教授の事前捜査論を受けて、本件ビデオ撮影が未だ犯罪が行なわれていないときに犯罪が行なわれるであろうとの見込みの下に強制捜査を行なうもので違法な捜査であると指摘した。

控訴趣意書の陳述を受けて、長岡教授の証言では猿払判決の問題点の指摘を総合的に言い、山瀬証言では国家公務員の職務体制が恣意的な公務の運営など不可能なものであること、公務が民営化されていく中で民営化によって公務の中立性が損なわれるなどと言う主張はどこからも出ていないことが証言され、岡田教授の証言では行政の中立的運営は元来行政組織の規律によって維持されるように定められており、警察権力の介入は行政の障害物であること、現行の人事院規則14-7は国会の委任の範囲を逸脱したものであることが指摘された。

さらに、5月21日行なわれた国際法の西片講師の証言は人権規約の解釈基準となるヨーロッパ人権裁判所の判例に基づき勤務時間外の私的な政治活動について禁止することが人権規約違反になることを論証した。

通常刑事事件の控訴審では、1人の証人でも調べればましなほうで、4人の重要な証

人を採用し、弁護側の立証を強化できたことは大きな成果であるといっていよい。

3 控訴審での新たな山場 犯罪行為前のビデオ撮影

この間裁判長が高橋裁判長から中山裁判長に代わり、5月13日進行協議が行なわれた。

この中で、弁護団が控訴趣意書で新しく指摘した問題点、事前捜査の事実を裏付けるビデオの開示と刑事訴訟法上の問題点についての学者の証言について、刑事訴訟法学者の川崎教授の証言が9月2日に決定され、ビデオの開示についても弁護側が新刑事訴訟法による開示請求の要件を明らかにして請求すること、検察側がこれについて答弁をし、川崎教授の証言を聞いた上で裁判所としての判断を行なうこととなった。

更に、猿払判決後も郵便局長も職員も政治活動を続けていた郵政の現場の状況とそれによって何らの公務に対する弊害も生じなかった事実について田中証人が証言（11月5日）することが決定された。

このビデオの開示請求と川崎教授の証言は、この事件の2つの大きな柱（憲法違反の国家公務員の政治活動禁止と公安警察による尾行・盗撮の違法性）の一方の公安警察の捜査手法の違法性を正面から問い、裁判所の判断を求めるもので、画期的なものであると共にその政治的影響は計り知れない。

問題点は、犯罪行為に接着しないビデオ撮影が最高裁の判例にも反する違法収集証拠であること、未だ犯罪行為に至らない段階でのビデオ撮影は事前捜査であり、刑事訴訟法の定める捜査とはいえないという点である。

同時に、この開示請求に対する裁判所の判断がなされることは、新刑事訴訟法が定めた開示請求が実質的にどれだけの意味を持つものになるかを定める試金石でもある。

中山裁判長の経歴からしても、裁判所の判断は最高裁の意思の先取りとしての役割を持つものと思われ、新刑事訴訟法の評価を決定するものと言ってよい。

第3 本件裁判の政治的意味

弁護団がこの事件に30名以上の弁護団を結成し、あくまでも無罪を求めていくのは、単に被告人の人権が侵されているからというだけではない。

この裁判が、日本の政治のあり方までも決していく極めて政治的な意味を持つ裁判だからである。

1 国家公務員法102条1項・110条1項19号、人事院規則14-7第6項7号・13号とはいかなるものか。

(1) 国家公務員法はいかに作られたか。

旧国家公務員法は1947年に制定されたが、この原案は天皇の官僚から国民の官僚にという民主化として占領軍から提起されたものであった。

提案の基本は職階制の導入と強力な中央人事院制度であり、これとともにアメリカのハッチ法と人事委員会制度をモデルとする公務員の争議権・政治活動の権利の制限が規定されていた。アメリカでは獵官制の弊害が明らかであったため、公務員を寄付や政治活動の強制から守るために、公務員に原則的に政治活動を禁じるハッチ法が作られてお

り、解雇自由を前提に公務員の争議権は認められていなかった。

この案は、余りにも日本の法制度とかけ離れたものであり（例えば人事院の処分を司法審査できないなど）、日本政府はフーバー案に抵抗し、占領軍内にも公務員の争議権を全面否定することに反対する意見もあり、公務員の政治活動の一律禁止と罰則は削除され、公務員の争議権については後日定めることとして、昭和22年10月21日旧国家公務員法が成立した。

（2） 国家公務員法はいかに改正されたか

占領政策の転換により、昭和23年7月22日マッカーサー書簡が出され国家公務員の争議行為の禁止と国家公務員法の改正が命令された。

日本政府は、占領軍命令であるとしてフーバーの原案に基づき国家公務員法改正案を作成することになった。

国家公務員法改正案の作成は、労働基本権の否定・中央人事院の権限強化・政治活動禁止の拡大・罰則の拡大という線で進行した。

しかし、フーバー案は日本の法制度を無視したものであり、法務省から憲法違反の指摘を受ける有様であったが、フーバーらはこれを無視して強引に改正案を作らせた。その結果今でも明白に憲法に反する人事院の裁定の司法審査排除条項（92条3項）が残ったままになっている。

この改正作業の中で、フーバーらは、国家公務員法違反にアメリカにもない一律の罰則をつけることを主張し、政治活動禁止の範囲を拡大して人事院規則で禁止した政治的行為は刑事罰の対象となるようにした。

その結果23年12月3日世界に類のない公務員の政治活動に一律の罰則をつけるという現在の国家公務員法が出来上がったのである。

（3） 人事院規則14-7はいかに作られたか

日本政府は禁止する政治活動の範囲を定める人事院規則は、占領軍の支配が緩んでから作ればよいと考えていたようであるが、フーバーらは国家公務員法改正の直後から人事院規則の制定を命令した。内容も全くフーバーらの指定するおりのものとなった。国会で人事院規則案として提示されたものとも異なる、はるかに禁止の範囲を拡大した規則が作られたのである。人事院規則は国会の承認を要しないため、占領軍が命じるままが規則となったのである。

人事院規則14-7は投票行為以外のおよそ考え得る限りの政治活動を禁止したものとなった。対象となる行為は職務と関係もなく職場とも関係もなく勤務時間外であっても全て罰則の対象となることになったのである。

あまりに範囲の広い規定であったため、人事院規則14-7制定後人事院が行った最初の行為は人事院規則の適用を社会常識に沿って行うべきだとする方針の通達であった。また適用に当たっては、人事院の見解を聞くことを慣習としようとした。

2 国家公務員法102条1項、110条1項19号、人事院規則14-7の弊害

（1）表現の自由の全面的侵害

人事院規則がほとんどの私的政治活動を禁止しているため、国家公務員は国民として

の政治的表現の自由を全面的に奪われることになっている。

表現の自由を制限する根拠としての「明白かつ現在の危険」が要求されるはずであるが、猿払判決は公務員の中立性の確保と言う根拠で公務員が政治的立場を持つことを敵視し、政治的行為の禁止を合憲だとした。公務員の中立性が必要とされる根拠は、公務を中立に行う必要があるということであるが、公務を中立に行うために公務員が個人として中立でなければならないと言う根拠は全く明らかにされていない。

その一方で国家公務員法は国家公務員が政党に加入することを認めており、個人として政治的に中立でなければならないということと論理的矛盾を抱えたままの判決となっている。

また、制限は制限目的に必要とされる最低限度のものでなければならないはずであるが、目的と制限に関連性があればよいとして、行政の中立的運営を確保するために必要不可欠な制限でなくてもよいとしている。

これらの理屈にもならない理屈によって、国家公務員の政治的自由は全面的に侵害されているのである。

特に、アメリカにもない刑罰による政治的自由の制限が世界で日本だけに行われることになっているのである。

(2) 刑事罰を設けることによる行政組織の混乱。

本来公務員の服務規律に過ぎない政治的行為の禁止に刑事罰を設けることは、警察が服務規律の遵守状況を監督することになる。

これは行政組織の指揮命令系統の破壊に他ならない。実際国家公務員法違反と言うことで、警察が介入することは行政組織にとっては迷惑でしかない。本件でも、社会保険庁の上司は逮捕や捜索による迷惑以外にはピラ撒きによる迷惑はないと明白に証言している。

公務員の政治活動を国家公務員法違反だとして刑事事件とすることは、行政の運営を妨げることでしかないのである。

3 改正国家公務員法と人事院規則制定後の運用と政治的役割

(1) 地方公務員法の成立

昭和25年11月国家公務員法にならい地方公務員法が国会に上程された。この地方公務員法では職員の政治的行為の禁止は行為と地域を限定した。罰則は提案前の検討段階で削除された「あおり・そそのかし」のみの罰則案を上程したが、罰則を設けることの是非が大議論となり、罰則は全て削除された。

この国会審議の中で、国家公務員法102条が問題となり、人事院総裁自身が人事院規則をもっと限定的にすべきであると答弁し、国家公務員法の改正が必要だと認めた。

国家公務員法・人事院規則の政治活動禁止とこれに対する罰則は改正されなければならないということが、国会・政府の共通認識となっていたのである。

それにもかかわらず、実際の改正は為されず、昭和29年の公務員制度調査会が考慮点として刑罰の廃止を答申し、昭和39年の臨時行政調査会答申が政治的行為に対する画一的規制をあらためるべきだとしたのが最後となっている。

(2) 国家公務員法 102 条の適用の抑制

実際には人事院は人事院規則 14 - 7 違反と言うことでの懲戒を行わず、国家公務員法 102 条・110 条、人事院規則 14-7 は昭和 28 年になるまでは、機能していなかったと言ってよい。

それは、102 条違反に罰則を設けたことで懲戒即刑事罰の対象ということになり、人事院としては懲戒を適用するには危険すぎたということであったと思われる。

公務員労働者の政治的反政府運動は、昭和 25 年にはほぼ終了しており地方公務員法は罰則を削除した。政治的にも罰則の必要はなくなっていたのである。

(3) 政治警察の復活と国家公務員法の利用の開始

昭和 26 年 9 月の占領の終了と同時に、戦前の特高警察の戦後版である公安警察が作られた。占領軍の謀略機関に細々と協力していた政治警察が大手を振って、公安警察として復活したのである。

公安警察は国家公務員法に目を付け、人事院や行政組織の意向にかかわらず国家公務員法を弾圧法規として利用を始めた。

昭和 28 年頃から公安警察の国家公務員の共産党組織に対する弾圧が開始された。しかし、55 年体制の下で国家公務員の労働運動全般に対する弾圧は抑制せざるを得ず、共産党員国家公務員の選挙カーでの演説などたまたま突出した選挙活動に対する選挙弾圧の域を超えなかった。

(4) 60 年以後の体制の危機と国家公務員法・人事院規則 14 - 7

時折行われる共産党の選挙弾圧事件を除けば、昭和 35 年までは国家公務員法 102 条・110 条違反事件はなかった。

しかし、1960 年以後 70 年安保の前 1967 年までの間に国家公務員法違反事件は集中して起こっている。

これは、60 年安保の国民的運動に保守政治家・財界が危機意識を持つようになった 60 年代に、体制の危機であるとして権力内部の主導的位置を占めた公安警察が、共産党・社会党らの反体制勢力を弾圧する手段として、国家公務員の労働組合や職場組織の共産党・社会党らの選挙活動の弾圧のメインの手段として行なったものである。

しかし、70 年が近づき思っていた程の危険はないと保守政治家や財界が見切りをつけた以後は、事件はぱったり無くなっている。

国家公務員法 102 条・人事院規則 14 - 7 はそのまま適用すれば、行政組織の監督を公安警察が行なうこととなってしまう行政自体が混乱するという、本来弾圧法規としても根本的欠陥を持つ法規であるため、保守党政治家たちが危機意識を持たなくなった 1967 年以後は、保守政治家たち権力を掌握するものたちが行使を制限してきたものと見られる。

(5) 猿払判決

1974 年の 1967 年の猿払事件の裁判は、国家公務員の労働基本権回復の闘いと一体のものとして戦われた。労働基本権回復が現実化しそうな情勢の前で最高裁判官の入れ替えにより、労働基本権の再度の剥奪と政治活動の権利の否定が行われた。その

ときに、労働基本権回復の裁判闘争と軌を一にして行われていた猿払事件裁判もまた反動的な判決の対象とされたのである。

しかし、猿払判決は、学界やマスコミの圧倒的な批判にさらされ、国家公務員の政治活動を抑圧することを合法化するものとはなりえなかった。

それは、それまでの弾圧法規としての適用を合法化するものであったが、実際にはそれまでの弾圧法規として適用して起訴された事件を有罪とただけで、新たに国家公務員法違反を取り締まると言うことにはならなかったのである。

労働基本権回復の戦いが終焉すれば、猿払判決は用のない裁判とされたのである。

1981年の大坪事件（高松簡易保険局事件）も全く同様であった。大坪事件自体は猿払事件より前の事件であり、有罪として国家公務員の政治活動制限は維持しつつも、国家公務員の政治活動に対する弾圧を積極的に行うためのものではなかった。また、公務員の政治活動を刑事罰をもって制限すること自体が違憲と判断されることをぎりぎりで回避した判決でもあった。

60年以後の国家公務員法違反事件は全て国家公務員の公職選挙法上の選挙運動が対象であり、国家公務員も公職選挙法上の選挙運動は行わず、それ以外の政治活動は取締りの対象にしないと言う形で1967年以後の法的安定状態が作られていたのである。

4 今なぜ国家公務員法・人事院規則違反が立件・起訴されるのか。

(1) 戦争と特高支配に対する忌避感情の後退。

現在は60年代のような体制の危機ではない。民主党を含む保守政権が倒される危機にあると考える人はいないだろう。改憲勢力は自民党どころか民主党さえ憲法改正に巻き込んでいく勢いである。

それなのになぜ、体制の危機のときでなければ発動されなかった国家公務員法102条・110条、人事院規則14-7が発動されたのか。さらにまた、引き続いて宇治橋事件のような国家公務員法違反事件が立件されたのか。また、立川テント村事件や葛飾ピラ配り弾圧事件のような住居侵入を理由とする弾圧がこの時期に開始されたのか。

それは、権力内部で戦前回帰志向型の勢力が主流となろうとしていることを示すものである。

小泉内閣の危険性は憲法改正や新自由主義的経済政策だけではない。小泉らの2世政治家たちの共通の特徴は、戦争経験と戦前型警察国家の恐れを全く持っていないと言うところにある。

汚職をし、利益誘導を図り、権力を掌握してきた保守政治家たちも、敗戦時には学生であったり、徴兵された兵隊であったりした、当時のインテリゲンツィアである。

特高警察の支配する社会は厭であった世代である。戦争もまた、未来を奪う厭なものであった世代である。

汚職をし、行政を私しながらも、戦争や特高警察の支配を繰り返すことへの忌避感情は持っていた。

ところが、その忌避感情を全く持っていない政治家たちが政権を担うにいたったのである。政権を担わない野党の代表にさえ同類の政治家が就いていた。

特高支配に対する忌避感情を持たない政治家たちと、これを許容する忌避感情の薄れた国民の存在が憲法改正への道を用意することになった。

この情勢に機敏に対応したのが公安警察である。

(2) 公安警察の戦前回帰志向と権力内の主導権掌握の野望

公安警察は警察庁公安部を頂点として、警視庁公安部、道府県警公安部、所轄警察の警備課を基本として構成されている。

所轄の警備課は署の指揮ではなく、警視庁公安部の指揮下にある。警察組織とは別に、公安警察という組織があると考えたほうが実態に近い。

この公安警察は、戦前の特高警察経験者を母体に、占領終了後に法制化された。公安警察の業務は専ら情報の収集であり、尾行・スパイ活動等により一般の刑事事件には関与せず、極秘裏に犯罪ではない政治的情報を収集している。

表に出てくるのは、弾圧事件のときにチラリと見えるだけである。その意味で、特高警察だと名乗って活動していた戦前とは異なっている。

ところが今回の事件では、警視庁公安部は自ら名乗って記者発表を行い、公安部が捜査を行ったことを公言している。宇治橋事件も立川テント村事件も葛飾ビラ弾圧も同様である。

公安警察は、共産党・社会党・労働組合・市民運動を監視対象としてきた。行政の幹部や有名な学者なども監視対象であった。それらの監視の目的は、現行政権に対する反対勢力の情報を掌握し、打撃を加える材料にするところにあった。

公安警察は特高警察と同様に体制の守護者を自認してきたのである。

その公安警察が70年安保を境に、警察内の主導権を失い公安警察以外の出身者が警察庁長官や警視總監に就任することが不思議でなくなった。

公安警察の理想とするのは、警察のみならず、戦前のように行政をも監視下におく、社会の支配組織になることである。

公安警察にそのような権限を与えることは、戦前の特高支配を知る保守政治家も抑制してきた。そのタガが外れたのである。

そして、社会の支配組織になるのに最も有効な武器として、国家公務員法を発動したのである。

更に現在地方公務員法に罰則をつける法改正が自民党から提起されている。地方公務員法に罰則を付ければ、公安警察は国家公務員のみならず、地方公務員も支配下におくことが出来るようになる。のみならず、地方自治体の命運を握ることも出来るようになるのである。

その意味で国家公務員法違反事件の裁判は、日本の未来を決定する裁判である。

この事件が有罪で確定されれば、公安警察は大手を振って、国家公務員に対する全般的監視を行い、政治活動に対する全国的な全面的弾圧を開始することができるのである。

(3) 憲法改正と公務員の政治活動禁止

反動的な国家化への大きな枠組みは、憲法改正や教育基本法の改正であり、その様な反動的な国家を実質的に保障するのが、強権的な弾圧体制と国民監視体制である。憲法改正

と、国家公務員法違反事件・住居侵入罪による弾圧体制は車の両輪の関係にある。

さらに、憲法改正国民投票の運動での公務員の果たす役割を考えると、公務員を政治活動から遠ざけることが、大きな目標とされているものと判断される。

国民投票法案の審議の中で、国民投票の運動は人事院規則 14 - 7 の対象からは外すという案が民主党・自民党の実務担当者間で合意に至ったことがあるが、結局改憲を強行しようとする自民党内強硬派の意見でこの案は葬られた。

人事院規則の現在の解釈では、9条の会のピラをまいたり、組合として学習会を開いたりすることは、違反になる余地はない。しかし、政党の憲法問題のピラを撒く行為、憲法問題についての政党機関紙を撒く行為は該当する可能性がある。

更に公安警察が、国家公務員法違反を常時弾圧するような状況となったときは、9条の会などまで政治団体であるという認定を行い、弾圧の対象とすることも考えられる。国民投票運動を行うためにも、国家公務員法違反事件を有罪で確定させてはならないのである。

(4) 現在のピラ配布弾圧の様相

平成16年に集中した弾圧は、専らピラ配布を対象としてきた。(唯一板橋高校の業務妨害罪のみが例外である。)

これらに共通するのは、全て警視庁公安部によって立件された事件だという点にある。

しかし、適用されている法令は、国家公務員法・人事院規則に対し、住居侵入罪である。国家公務員法による弾圧は、宇治橋氏の事件以後は無いのに対し、今年の5月18日には住居侵入罪による国分寺市議によるマンション集合ポストへのピラ配布に対して送検が行なわれている。

この国家公務員法による弾圧と住居侵入罪による弾圧を、全く同じ条件にあると捉えてよいのか、そこには違いがあるのか。

国家公務員法による弾圧の特殊性

国家公務員の政治活動を理由とする弾圧は、最初から全て公安警察により行なわれてきた。

もともと公務員の政治的労働運動を抑圧することを目的として人事院規則 14 - 7 が制定されたものであること、行政組織を無視して警察が直接公務員の取締りを行なう法制であるため行政に対する影響を考慮しないで発動するものではない法律であることから、国家公務員法・人事院規則 14 - 7 違反事件は、公安警察が明確な弾圧意思をもって行なうものであった。

政治権力が、体制の危機を感じた60年代後半に国家公務員法違反事件は頻発している。

しかし、自民党政権が体制の危機を感じなくなった1970年前から、国家公務員法・人事院規則 14 - 7 による弾圧はなりをひそめた。

これに対して、住居侵入罪はもっと幅広く使用され、組合運動市民運動に対する弾圧などに用いられ、もちろん弾圧でない市井の迷惑行為の防止にまで適用されてきた。従って、住居侵入罪を発動してきたのは、公安警察だけではなかった。

その意味で、住居侵入罪は、刑事警察を含む警察庁の下にある警察権力が一体となって推し進めてきた『安心・安全』路線と適合するものであり、公安警察のみが必要とする国家公務員法・人事院規則 14 - 7とは異なった意味を持っている。

安倍内閣時代を頂点として、戦前回帰志向型の政治動向が有力となっていた時代に、警視庁公安部は公安警察による全面的な弾圧体制に向けて、一般市民に対しても適合的な（刑事警察を含めて警察一般が使用できる）住居侵入罪の拡張と公安警察のみが使用できる国家公務員法・人事院規則の発動に踏み切った。

憲法改正も民主党の同意を取り付ける見込みで、現実の政治日程に載せるところまでいっており、公安警察の天下が来ると判断したのである。

これに対し、警察の主流である警察庁は、警視庁公安部のお手並み拝見と言う姿勢で、裁判の結果を見てきた。

最高裁で、有罪が確定すれば、警察庁公安部も動き出す、つもりであったのであろう。

しかし、安倍内閣はもろくも崩壊し、いまや読売新聞の調査でも憲法改正反対が国民の多数となっている。

警視庁公安部の見込みは、外れたのである。

国家公務員法 102 条 1 項・人事院規則 14 - 7 を葬る絶好の機会が訪れたのである。

問題は、どれだけ国家公務員法・人事院規則の反憲法性や公安警察の異常さを国民に拡げていけるかにある。

住居侵入罪拡張の定着化

これに対して、住居侵入罪のほうは、簡単ではない。

立川・葛飾両事件の控訴審判決を梃子として、今安心・安全路線の拡張としての、マンション集合ポストに対するビラ投函の禁止が広がりつつある。

公安警察ではなく、生活安全課等が、マンション管理人や管理組合に対し、ビラの投函を拒否する張り紙をマンション入口に掲示することを勧奨している。これによって、現実にマンションにビラを配布することが不可能とされていこうとしているのである。

警視庁公安部の住居侵入罪の拡張は、警察庁のお墨付きを得たのである。

その意味で、7月9日に『ビラ配布の権利を守れ』という1点で、1000名近い人を集めた集会を行なったことは、まことにタイムリーであった。

もちろん、国家公務員法・人事院規則 14 - 7 発動の政治的基盤が失われたと言っても、政治情勢はどう変わるか判らず、最高裁で国家公務員の政治活動禁止が承認されたときは、それが政治情勢を変える梃子ともなりかねない。

国家公務員法・人事院規則に対する闘いは、弾圧法規を葬り去るか、国家公務員法・人事院規則 14 - 7 のような弾圧法規が発動されるような社会とする呼び水としてしまうのかを決する正念場を迎えており、住居侵入罪に対する闘いは弾圧を許さないのみではない安心・安全路線による警察による管理社会を阻止するか否かの闘いまで広がりつつある。

我々の責任は重大である。

11月から「Tokyo・憲法セミナー(TKS)」 を開講 第1回は11月10日、イラク派兵違憲判決がテーマ

事務局長 大崎潤一

11月から、「憲法9条と自衛隊の海外派兵恒久法」をテーマに連続学習会「Tokyo憲法セミナー(TKS)」を東京憲法会議と共催で開講します。

東京支部は2000年から5年連続で東京憲法会議と共同して東京憲法学校を行ってきました。その実績をふまえて、恒久法阻止のため、2ヶ月に1度のペースで連続学習会を行うこととしました。11月から開始し、09年1月、3月の合計3回の予定です。

第1回は、イラク派兵違憲判決について、弁護団の田巻紘子弁護士(名古屋南部法律事務所)をお迎えして、お話をお聞きします。第1回、第2回の予定は以下の通りです。

第1回 「イラク派兵違憲訴訟と派兵恒久法」

～名古屋高裁判決の内容と意義

講師 名古屋訴訟弁護団 弁護士・田巻紘子さん

11月10日(月)午後6時30分～

会場 けんせつプラザ5階会議室(大久保・東京土建会館)

第2回 「専守防衛の日本」と米軍再編

～自衛隊の装備と訓練は、日本を守るためのものか

講師 半田滋さん(東京新聞編集委員)

09年1月26日(月)午後6時30分～

会場 未定

参加費 各回500円

第3回(09年3月)その他の詳細は決まり次第、支部ニュースなどでお伝えします。まず、手帳に11月10日、09年1月26日とお書きいただき、日程を確保下さい。

恒久法阻止の運動の重要な一環として多数のみなさまのご参加をお待ちしています。



1 国分寺市議ビラ事件不起訴（三多摩法律事務所・秋野弁護士から報告）

(1) 国分寺市議幸野統氏が、単身用1K賃貸マンションの集合郵便受けに、政務調査費に基づき作成したビラ(市議会の内容を議員が市民に伝えるために作成したもの)を配布した。

当該マンションは、観音開きの普段開けばなしになっている手動ドアが入り口にあり、中に入ると左側に管理人室があるが、当日は日曜日で管理人は不在であった。そこを通り過ると、左側に「ビラ・チラシは一切お断りしています」などと記載された管理組合名のビラが貼ってあった。その隣にある集合ポストに、幸野氏がビラを配っていると、男性が来て、チラシ禁止と書いてあるだろう、立川の事件を知っているだろうなどと言った。幸野氏は、チラシ禁止の貼り札は見えていないなどと言った。

昨年の参議院選挙の際にも日本共産党は同様のチラシを撒いたが、同マンションから苦情はなかった。

幸野氏とその男性は押し問答となったが、マンションのオーナーである国分寺市議S氏が出てきて、もう入れないよと言いき、幸野氏はもう入れませんと答えた。それでS氏は戻ったが、その男性は信用せず、国分寺駅北口の交番に幸野氏とその男性が一緒に行くこととなった。その後交番では対応できないとして小金井署に行くこととなった。その後、幸野氏は警察から一とおりの事情を聞かれて、逮捕はしないが、調書に署名押印を求められた。幸野氏はちょっと待ってくださいと言って、共産党に連絡を入れた。その後、三多摩法律事務所の弁護士が小金井署に行くこととなった。

その4日後に、S氏から被害届が提出される。経緯は、男性が被害届を出そうとしたが、住居侵入事案として扱うためには管理組合名で出す必要があると言われ、S氏に対して出すように要請した。そして、S氏が住民の意思は無視できないとして、副理事長の肩書き付きで個人名で被害届が提出された。

6月9日に送検。12日に検事から電話があり、住居侵入事案として扱うと連絡された。三多摩法律事務所内で正式に弁護団が発足した。

弁護団は山口検事に20日に意見書を提出した。

その後、7月3日にS氏は被害届を取り下げる。その経緯は、S氏も市議会報告を作成しており、それを撒けなくなるのは困るし、また、市議会内でも反対が起きたことから、S氏は被害届を取り下げる。

その後、何度か要請行動を行い、また、署名などを提出した後、7月17日、不起訴処分となった。

(2) 感想としては、立川事件の影響が大きい。住民も検事も口にした。弾圧の動きが

大きいと感じた。

不起訴処分は、嫌疑不十分なのか、嫌疑なしなのか、起訴猶予なのか分からない。説明を求めても、在宅の場合は明らかにしない運用であるとの回答であった。

2 サマー・オープン・セミナー

講師について意見があった。反対の意見の発言も保障され、結論を出す場でもなく、講師に話してもらって勉強する場である。

進行の詳細は次回事務局会議で決める。

3 ソフトボール大会

8月の支部ニュースにチームのエントリー用紙を入れる。

4 ロースクール企画

7月4日に約14名のロースクール卒業生で司法試験受験後合格発表待ちの人が参加した。懇親会もそのままほぼ全員が参加した。講師の話が好評で、ロースクール卒業生からの感想もよかった。初めての試みとしては大成功であった。

来年に向けては、講師も日程も早めに決めて、ビラを早く作り、広報を充実して行うのがいいではないか。

5 改憲

- ・恒久派兵法について、臨時国会の動きに注目する。公明党が慎重姿勢。
- ・東京憲法学校の企画についての報告。
- ・9条の会・東京連絡会が発足。10月24日(金)18:30~豊島公会堂で集会。

6 労働

- ・日弁連の人権大会は、ワーキングプアの問題を扱う。神野先生が講演。プレシンポジウムが9月2日に行われる。東京都の就労支援の報告。
- ・派遣法改正についての動きの報告。臨時国会での動きに注視。団本部や組合から動きがあればそれを報告。
- ・7.5新宿行動の報告。暑い中での行動であった。ビラを自分から取りに来てくれる人もいた。
- ・東京地評労働相談弁護士会議の報告

事件はたくさん来るが、弁護士を紹介した後に相談者が弁護士に連絡を取らず、そのままということが結構あることが分かった。また、笹山弁護士から経験事例2件の報告があった。

7 東京都スポーツ振興基本計画

・団東京支部から東京都スポーツ振興基本計画に関連して五輪招致撤回を求める意見書を出したところ、新日本スポーツ連盟東京都連盟から意見交換の申し出があった。

8月29日に意見交換予定

8 教育・都政

首都大学東京で危機管理講座が行われ、区職員の受講に公費負担がされている。こ

れに対して、公費負担の廃止を求める声明を出す。

また、東京都教育委員会への申し入れ(新教育長就任に当たっての申し入れ)を行う。
7月30日午前10時から。

7月30日、東京都教委への申し入れ後、石原知事に靖国参拝をやめるように申し入れをする。

9 築地移転計画

移転反対のパブリックコメントを出した。

10 消費者

賃貸保証会社トラブルについて、支部が東京都に対策を求める意見書を提出した。

11 新人歓迎会

9月25日午後5～7時に実施する。

12 幹事会

支部幹事会の活性化のために団本部会議室以外でも幹事会を開催することとし、1月28日に三多摩方面で支部幹事会を開催する方向で願います。

修習生、エクスターン生担当団員のみなさまへお願い

1, 各種団の行事に修習生、エクスターン生をお誘い下さい。団の実際を目で見、肌で触れてもらえればと思います。9月25日は新人歓迎会を行います。修習生のご参加を歓迎します。

2, 支部ニュースを修習生、エクスターン生、また事務所訪問の修習生にお渡し下さい。団を知ってもらうにはニュースが一番。必要部数を支部までご連絡下さい。ニュースのこの部分を切り取って団支部までファックス下さい。部数は1部余分にご連絡下されば、この部分を切り取っても完全なニュースをお手元においておけます。

・・・・・・・・・・・・・・・・キリトリ線・・・・・・・・・・・・・・・・

自由法曹団東京支部 ファックス 03 - 3814 - 2623

支部ニュースを _____ 部送って下さい。

法律事務所

弁護士

日誌 7/10～8/15

- 7月10日 東京支部「東京都スポーツ振興基本計画（原案）」に対する意見
11日 東京支部「東京都消費生活基本計画 改定素案」に対する意見
17日 東京支部「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議報告書（案）」に対する意見 / 日本国民救援会東京都本部委員会
18日 東京支部声明「幸野国分寺市議の不起訴で表現の自由、民主主義、地方自治を守り活かそう」 / 憲法改悪に反対する東京共同センター幹事団体会議 / 自由法曹団国際問題委員会 / 自由法曹団司法問題委員会・法曹問題全国集会 / 東京憲法会議常任幹事会
19日 東京革新懇世話人合同会議 / 東京革新懇講演「あたらしい情勢と革新懇運動」 / 自由法曹団常任幹事会
22日 自由法曹団改憲阻止対策本部懇談会
24日 東京支部幹事会 / 東京支部「石原東京都知事に対し靖国神社への参拝中止を求める要請書」
25日 東京支部声明「首都大学危機管理講座受講の公費負担中止を求める」 / 自由法曹団将来問題委員会・新61期懇親会
28日 自由法曹団事務局会議 / 自由法曹団労働問題委員会
30日 東京支部東京都教育委員会に申し入れ「新教育長就任にあたっての東京都教育委員会への申入書」 / 石原都知事に要請「石原東京都知事に対し靖国神社への参拝中止を求める要請書」「築地移転に反対する」
31日 東京支部事務局会議 / 東京支部声明「イラク特措法施行5年にあたりイラクからの自衛隊撤退を求める」
8月 4日 東京支部「貸貸保証会社に関する意見書」
8日 自由法曹団労働問題委員会
12日～15日 夏期休業

